

生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の概要

予 算 額	600億円（事業費ベース：1,200億円）
位置付け	地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助
対 象 事 業	<p>○ 「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業</p> <p>○ ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備</p> <p>○ KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組</p> <p><想定される事例></p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備 • 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備 • 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備 • ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備 • 地域の中堅・中小・小規模事業者の後継者への事業承継の際のマッチングと移住・定住の促進をワンストップで行う拠点の整備 • 子育て世代の社会復帰に向け、テレワークスペースと子育て施設が一体となり、多様な働き方を提供する拠点の整備
交付目安額	<p>〔都道府県（国費）〕 15億円程度（事業費ベース：30億円程度）</p> <p>〔市町村（国費）〕 5億円程度（事業費ベース：10億円程度）</p> <p>※ ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。</p> <p>※ 国費2億円（事業費4億円）以上の事業については、有識者審査を行う予定。</p>
そ の 他	○ 1月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定し、3月下旬を目途に交付決定を行う予定。